運 営 規 程

医療法人中山会

新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション

(指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業)

医療法人中山会 新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション

(指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業)

運営規程

〔事業の目的〕

第1条 医療法人中山会新札幌パウロ病院が行なう指定訪問看護事業の適正な運営を確保するため人員及び 管理運営に関する事項を定める。訪問看護事業所に従事する看護師(または准看護師)は、利用者が 要介護状態等にあっても可能な限り住み慣れた居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生 活を営む事ができるよう配慮し、利用者が在宅生活を継続するために必要となる訪問看護サービスを 提供することを事業の目的とする。

[運営の方針]

- 第2条 訪問看護サービス事業及び介護予防訪問看護サービス事業、訪問リハビリテーションサービス事業 及び介護予防訪問リハビリテーションサービス事業(以下「訪問看護」という)は、主治医の指示に 基づいて療養上の目標を設定し、計画的な看護サービスを提供することにより、要介護状態の軽減 若しくは悪化の阻止又は要介護状態となることの予防に寄与するものとする。
 - 2 訪問看護の提供にあたっては、主治医との綿密な連携に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切な看護を行う。
 - 3 訪問看護の提供にあたっては、常に利用者の病状や心身の状況及びその置かれている環境に配慮し、適切なケア、指導等を行う。
 - 4 訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行うことができるよう新しい技術の習得等、研鑽を積むよう努める。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 医療法人中山会

新札幌パウロ病院 訪問看護ステーション

(2) 所在地 札幌市厚別区厚別東2条6丁目3番10号

〔従業者の職種、員数〕

第4条 訪問看護に従事する者、職務内容を次のとおり定める。

職種	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管 理 者	0	1	0	0
看 護 師	2	1	1	0
准看護師	0	0	0	0
理学療法士	0	4	0	0
作業療法士	0	3	0	0
言語聴覚療法士	0	1	0	0

[勤務体制の確保及び職務内容]

第5条 事業所は訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとに勤務表を作成すると共に、職務内容、常勤、非常勤の別などを明確にする。また、下記のとおり職務内容を定める。

≪職務内容≫

- ・管理者:訪問看護事業所の運営及び職員の管理についての業務を行う。
- ・看護師、准看護師:利用者の主治医の指示に基づき、訪問看護(身体ケア、生活指導等)の業務を 行う。
- ・理学療法士:利用者の主治医の指示に基づき、訪問リハビリテーション(運動療法、生活指導等) の業務を行う。
- ・作業療法士:利用者の主治医の指示に基づき、訪問リハビリテーション(作業療法、生活指導等) の業務を行う。
- ・ 言語聴覚療法士: 利用者の主治医の指示に基づき、訪問リハビリテーション(言語療法、生活指導等)の業務を行う。

〔営業日、営業時間〕

第6条 訪問看護の営業日、営業時間及び定休日を以下のとおり定める。

営業日、時間 月曜日~金曜日 午前8時45分~午後5時

十曜日 午前8時45分~12時30分

定休日 日曜日、第二、第四十曜日、国民の祝日、振替休日

年末年始12月30日~1月3日

〔指定訪問看護 〔指定介護予防訪問看護〕の内容〕

- 第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう 妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。
 - (1)訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための 具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

病状・障がいの観察

清拭・洗髪等による清潔の保持

食事および排泄等に日常生活の世話

床ずれの予防・処置

リハビリテーション

ターミナルケア

認知症患者の看護

療養生活や介護方法の指導

カテーテル等の管理

その他医師の指示による医療処置

- (2) 訪問看護計画書 (介護予防訪問看護計画書)に基づく指定訪問看護 〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成

〔訪問看護の費用〕

第8条 訪問看護に係る費用について以下のとおり定める。

- ① 介護保険の場合:介護報酬に定められた費用に基づき算出する。
- ② 医療保険の場合:医科診療報酬に定められた費用に基づき算出する。

交通費については、第9条に定める通常の地域においては別に費用を求めないが、通常の地域以外に おいてはそれにかかる実費相当分を求めるものとする。

「通常の事業の実施地域」

第9条 訪問看護の実施する地域を以下のとおり定める

札幌市厚別区、札幌市白石区、札幌市豊平区、札幌市清田区、江別市、北広島市 ※上記以外の地域における訪問看護の実施については、案件の都度管理者と協議し実施を検討する。

〔事故発生時並びに緊急時における対応〕

第10条 訪問看護の提供中において利用者に病態の急変が生じた場合、必要に応じ臨時の応急処置を行なうと共に、速やかに利用者の主治医等と連絡をとり必要な指示を仰ぐものとする。また、主治医と連絡がとれない場合は、119番通報により最寄の医療機関へ搬送する等必要な措置を講ずるものとする。訪問看護実施中に事故が発生した場合についても同様の対応とする。

〔苦情処理〕

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を明確にすると共に、苦情処理手順を定め適正に苦情処理業務を行なうものとする。

※苦情窓口 ○訪問看護ステーション 管理者 近藤 実穂 ☎011-807-8670

月曜日~金曜日 8:45~17:00

土曜日 8:45~12:30(但し、第二、四土曜日は定休日)

※苦情処理の手順 別紙「重要事項説明書」に明記し、契約時に利用者へ詳しく説明する。

〔個人情報保護〕

第12条 訪問看護を担当している従業者は、業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を漏洩してはならないこととする。また、当該職員が退職した後においても同様に、利用者等に関する個人情報についての守秘義務が遵守されるよう事業所は予め入職時に当該職員と契約を交わしておくものとする。

「虐待防止に関する事項」

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
 - 2 事業所おける虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所において看護職員その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
 - 5 前項に掲げる措置を適切にするための担当者を置く。

[衛生管理]

第14条 訪問看護を担当している従業者は、清潔の保持及び健康状態の管理を適正に行う事とする。また、 設備備品の衛生管理に努めると共に感染予防のため使い捨ての手袋などを常備すること。

〔損害賠償〕

第15条 訪問看護の実施にあたり、当方の重大な過失により利用者へ損害を与えた場合、速やかに損害賠償の対応をとらなければならない。

[訪問看護指示書の交付、訪問看護計画書の作成]

第16条 訪問看護の開始に際しては、予め利用者の主治医より訪問看護指示書の交付を受けること。 訪問看護を担当する看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を勘案し、療養上 の目標 その目標を達成するための具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成すること とする。また、既に居宅サービス計画(ケアプラン)が策定されている場合、当該ケアプランの内容 に沿った訪問看護計画書を作成すること。看護師等は、作成した訪問看護計画書の内容について、 予め利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとする。

〔訪問看護実施記録、訪問看護報告書の記載〕

第17条 看護師等は、利用者へ対して行われた訪問看護の実施内容について詳細に記録する。また、実施した内容を元に訪問看護報告書を作成し適宜、主治医へ提出すること。

[記録の保管]

- 第18条 事業所は次に掲げる記録をその完結の日から5年間保管すること。
 - ① 主治医からの訪問看護に係る指示の記録
 - ② 訪問看護計画書、訪問看護報告書
 - ③ 訪問看護の実施内容に関する記録の一切

〔契約の締結及び解除について〕

第19条 利用者に対し訪問看護のサービス提供を開始する際は、予め別紙重要事項説明書によりサービス内容、サービス利用の費用、契約内容等について詳細に説明し利用者の同意の元、契約を締結するものとする。

また、契約を解除する場合は、双方特別な事情がない限り解除を希望する日の1か月前に申し出る こと。

〔業務継続計画の策定等〕

- 第20条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護 〔指定介護予防訪問看 護〕の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。

[掲示]

第21条 見やすい場所に運営規定の概要及び職員の勤務体制を掲示し、またホームページに掲載する。

〔その他運営に関する重要事項〕

- 第22条 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 随時
 - ③ 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - ④ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成23年11月から施行する。

平成30年10月一部改正。

令和 3年 4月一部改正。

令和 6年 4月一部改正。